

「なぜ若いうちから国民年金に加入するの？」

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者(加入者)となります。国民年金は老後の生活費だけでなく、加入期間中の不慮の事故や病気による障害や万が一の死亡などへの保障を含んでいる制度です。

もしあなたにまさか!の事態が起きたら:

例えば、通学中に交通事故にあい、障害者になってしまったら国民年金に加入していることで、障害年金を受け取ることができます。



※ 令和4年厚生年金保険・国民年金事業年報

老後だけでなく今のあなたの生活に関わる「まさか」の備えになっています。

○加入方法

20歳になると自動的に加入します。また、20歳の誕生日からおおむね2週間以内に日本年金機構より国民年金加入のお知らせなどが送付されます。

※ 「年金手帳」は廃止となった

【3種類の年金があります】

老齢年金	障害年金	遺族年金
国民・厚生年金の加入者であった方の老後の保障として、65歳になった時に支給されます。	病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。受け取るには保険料納付状況などの条件があります。	一家の働き手の方や年金を受け取っていない方などが亡くなったとき、ご家族に支給される年金です。

65歳になったらもらえる金額	もらえる金額	もらえる金額
老齢基礎年金 81万6000円(年額)*1	障害基礎年金*2 1級 102万円(年額) 2級 81万6000円(年額)	遺族基礎年金*3 81万6000円(年額)
老齢厚生年金 厚生年金加入期間が1年以上ある方がもらえます。給料などによって年金額が決められます。	障害厚生年金 給料などによって年金額が決められます。	遺族厚生年金 亡くなられた方の給料などによって年金額が決められます

*1 40年間(480月)納付した場合の金額です。未納などがあると金額は少なくなります
*2、3 配偶者や子の人数などによって金額が加算される場合があります

ため、代わりに「基礎年金番号通知書」が送付されます
加入不要の方

・20歳直前で海外に出国され、「国民年金加入のお知らせ」が届いた方は川越年金事務所へご連絡ください

・20歳になったときに配偶者(厚生年金に加入している方)の扶養となつている方は配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください

○保険料

令和6年度の保険料は1か月あたり1万6980円です。20歳から60歳になるまでの40年間、納めます。ただし、保険料は免除できる場合があります。

保険料の納付方法

納付書により、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどで納めてください。

【前納による割引額】

納付方法	1か月	6か月	1年	2年
現金支払い(毎月納付)	1万6980円	10万1880円	20万3760円	41万3880円*1
現金・クレジット支払による前納(割引額)	-	10万1050円(830円)	20万140円(3620円)	39万8590円(1万5290円)
口座振替による前納(割引額)	1万6920円(60円)*2	10万720円(1160円)	19万9490円(4270円)	39万7290円(1万6590円)

*1 20万3760円(令和6年度年額/月額1万6980円) + 21万120円(令和7年度年額/月額1万7510円)
*2 割引額60円は当月末振替を行った場合のみ発生します

金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどで納めてください。また、口座振替やクレジット、カードで納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度もあります。口座振替の前納を利用した場合には、割引額がクレジット、カードなどに比べて大きくなります。

老齢年金を増やしたい
希望により「付加保険料(月額400円)」を1か月あたりの国民年金保険料に追加して納めることで、将来の年金額を増やすこともできます。付加年金額(年額)は「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

保険料を納付しない

未納があると督促状が届きます

す。それでも未納が続くと、老後の年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

免除を受けたい

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、学生納付特例制度や免除・納付猶予制度があります。保険料を納められないときには未納のまま放置せず、必ず年金事務所や市役所に納付相談をしてください。学生納付特例や免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合、全額納付した場合と比べて将来の年金額が低額となります。しかし、承認された期間については10年以内であれば古い期間から順に納める「追納」ができます。お申し込みは川越年金事務所または市役所になります。

	老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金	
	受給資格	年金額の反映
学生納付特例・納付猶予	○	×*1
免除	○	○
未納	×	×

・新型コロナウイルス感染症の影響により減取した場合、臨時特例措置として免除の申請をすることができます
・若葉駅前出張所および、各市民センターでは申請できません
*1 障害・遺族基礎年金は定額のため、学生納付特例などの影響による減少はありません



日本年金機構 HPはこちら



厚生労働省 HPはこちら

女性の活躍を応援します

問合せ 女性センター ☎049・287・4755

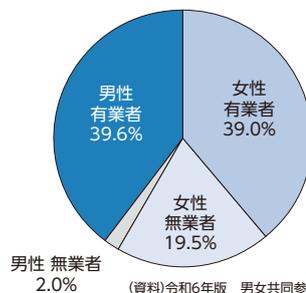
女性の活躍を応援

「女性活躍推進法」は、社会で働くことを希望する女性が、個性を生かしながら能力を発揮できる社会を実現する目的で制定されました。さまざまな状況に置かれた女性が、仕事も家庭も充実した生活を送ることができるよう、事業主の責務を定めたり、ハラスメント防止に努めたりすることで、雇用状況の改善を図るものです。

しかし、出産や育児、介護をきっかけに離職する女性は少なくありません。再就職後の雇用形態を見ても、男性に比べて女性の方が、非正規雇用の割合が高くなっています。そのため女性は、賃金の低さや雇用の不安定さ、キャリア形成の難しさが指摘されています。



ダブルケアをしている方の割合



図は、未就学児の育児をしているながら家族の介護をしている方(ダブルケア)の割合を表しています。

多様な働き方の実現に向けて

市では、ハローワーク川越と協力して、仕事と家庭の両立に理解のある地域の企業の就職面接会を開催します(詳細は21ページ)。鶴ヶ島市および近郊で働きたい方、仕事と家庭の両立を希望する方を募集します。あなたも、自分らしい働き方を見つけてみませんか。



女性応援ポータルサイト(内閣府)はこちら

令和7年度就学援助の申請を受け付けています

問合せ 学校教育課学務担当

小・中学校へ通うお子さんがいる家庭で、経済的に困難の保護者の方に、学用品費・学校給食費・修学旅行費・新入学準備費(新1年生)などを援助します。

対象となる方

次のいずれかの条件にあてはまる方

- ・収入が少なく経済的に困難で、認定基準の範囲内の方(認定基準の詳細は市ホームページをご覧ください)
- ・生活保護が停止または廃止となった方
- ・市民税が減免または非課税となった方
- ・国民年金保険料または国民健康保険税が減免または猶予された方
- ・児童扶養手当を受けている方

申請に必要なもの

- ① 就学援助認定申請書・世帯票(学校教育課で配布)
- ② 窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証など)
- ③ 振込先口座番号がわかるもの(通帳など)
- ④ 児童扶養手当を受給している方は、証書、決定通知などをご提示いただくか、コピー

を添付してください

⑤ 令和7年1月1日に、鶴ヶ島市で住民登録をしていない方は、マイナンバーカードなどマイナンバーがわかる書類が必要です(16歳以上の同居者全員分)

申請場所 学校教育課

受付期限 3月31日(月)まで

・4月以降も随時申請を受け付けますが、援助の実施は、申請月の翌月からになります
 ※ 新入学準備費は3月31日(月)までに申請してください
 ・税の申告が未申告の場合は審査ができません。必ず申告してください

・この制度は毎年度申請が必要です。引き続き希望する方も必ず申請してください



詳細はこちら

会計年度任用職員の登録者募集について①

問合せ先 人事課人事担当



申込はこちら

令和7年度中に勤務する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員は、まず登録をしていただき、職種に欠員が生じた際に登録者の中から面接試験などを行います。

条件
報酬 時間額により支給（下記は令和6年度実績）
任用期間 最長1年（勤務実績により再度の任用あり）
通勤費 通勤距離や通勤日数に応じて支給します。
保険 勤務時間に応じて社会保険・雇用保険の加入があります。
申込み 市ホームページから電子申請によりお申込みください。なお、登録は随時行いますが、令和7年4月1日からの勤務については1月20日（月）までにお申し込みください。

小・中学校、教育センター

職 種	1時間あたりの報酬	週の勤務日数 (1日の勤務時間)	勤務場所	必要な資格・経験など	主な職務内容	問合せ先
学校事務職員	1096円	週5日 (5時間30分)	鶴ヶ島第一小学校 鶴ヶ島第二小学校 新町小学校 杉下小学校 長久保小学校 栄小学校 藤小学校 南小学校	WordやExcel、システムへの入力などの一般的なパソコンの操作ができる方	市内の公立学校における事務(パソコン使用)	学校教育課
事務職員 (スクール・サポート・スタッフ)	1096円	週5日 (7時間)		特になし	授業等で使用する教材や物品の印刷・準備	
小学校算数学力向上支援員	1096円	週4日 (2時間)		特になし	小学校における放課後の補助学習(算数)の実施	
学習支援員	1221円	週5日 (7時間)		小・中・高普通免許状	児童、生徒に対する学習支援の実施	
病休等臨時教員	1221円	週5日 (7時間45分)		小・中・高普通免許状	学級学年経営および児童・生徒の学習指導	
学校司書	1103円	週5日 (4時間)		鶴ヶ島中学校 藤中学校 富士見中学校 西中学校 南中学校	(1) 司書、司書補、司書教諭、教員免許 (2) 図書館または教員の実務経験がある方 (3) 図書への関心が高く、学校教育や学校図書館に興味がある方	
学級運営補助員	1133円	週5日 (7時間)	鶴ヶ島中学校 藤中学校 富士見中学校 西中学校 南中学校	特になし	個別指導・支援を要する児童生徒が在籍している学級における教師の補助	教育センター ☎049・287・3858
介助員	1190円	週5日 (7時間)		特になし	体の不自由な児童生徒の階段昇降時などの介助	
看護師	1529円	週2日~3日 (7時間)		看護師免許	医療的ケアを必要とする児童生徒の対応	
さわやか相談員	1221円	週5日 (5時間)	上記の中学校	相談経験者	各中学校区の児童・生徒などの情報収集、日常の悩みの相談など	

※ 長期休業日があるときは勤務日数が変則となります
 ※ 報酬単価が変更する可能性があります

会計年度任用職員の登録者募集について②

問合せ先 人事課人事担当

市役所その他施設勤務

職種	1時間あたりの報酬	週の勤務日数(1日の勤務時間)	勤務場所	必要な資格・経験など	主な職務内容	問合せ先
交通指導員	2211円	週5日(1時間)	市内全域の指定された立哨場所	特になし	朝の登校時間帯の立哨指導、交通安全教室などでの指導ほか	生活環境課
消費生活相談員	2115円	週4日(6時間)(土曜日含む)	市役所庁舎	・消費生活相談員資格試験に合格した者・消費生活コンサルタント・消費生活アドバイザー・消費生活専門相談員	消費生活相談(対面、電話)など	産業振興課
児童厚生員	1165円	週1日~2.5日(土曜日含む) 4月~9月 7.5時間 10月~3月 6.5時間	脚折児童館	児童厚生員・保育士・幼稚園教諭・小学校中学校教員免許	子どもの遊びの指導	脚折児童館 ☎049・287・0270
要介護等認定調査員	1560円	週4日(7時間)	市役所庁舎	社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・看護師・保健師	介護保険の要介護など認定申請者の面接調査など	介護保険課

市内公立保育所等勤務

職種	1時間あたりの報酬	週の勤務日数(1日の勤務時間)	勤務場所	必要な資格・経験など	主な職務内容	問合せ先
保育士	1229円	週5日(7時間30分)	鶴ヶ島保育所 富士見保育所	保育士	0歳児から5歳児の保育	子ども支援課
時間外保育補助員(早朝・夕方)	1155円	週5日(2時間)		保育に熱意のある方	児童の時間外保育や送迎対応など	
児童指導補助員	1229円	週5日(7時間)	発育支援センター	保育士	児童の療育補助	

※ 公立保育所勤務の保育士は4時間程度の土曜日出勤が月1回程度あります

市・県民税申告、確定申告の会場をお知らせします

問合せ先 税務課市民税担当

市民センター申告会場の開設日程 ※ 2月17日からの市役所会場の開設日程は広報つるがしま2月号および下記二次元コードでお知らせします

対象地区	受付日	会場	受付時間
脚折、脚折町、高倉、下新田、羽折町	2月5日(水)	西市民センター 新町4-17-8 ☎049・286・7899	9時30分~ 11時30分
中新田、新町、上新田、町屋	2月6日(木)		
三ツ木、三ツ木新町、柳戸町、三ツ木新田、太田ヶ谷、南町	2月7日(金)	大橋市民センター 太田ヶ谷883 ☎049・286・0005	13時30分~ 15時
鶴ヶ丘、松ヶ丘	2月10日(月)		
共栄町、藤金、上広谷	2月12日(水)	東市民センター 五味ヶ谷202 ☎049・286・3357	
五味ヶ谷、富士見	2月13日(木)		

※ 対象地区については、混雑緩和の為、過去の申告件数に基づいて分けています。受付については、安全面を考慮して、人数を制限する場合があります

前年に市・県民税申告をされた方については、申告書を1月下旬に発送予定です。今回から年末調整されていない住宅ローン控除は市の会場では申告できません。下記二次元コードから、市・県民税申告、確定申告の申告会場全日程、必要書類などを確認することができます。なお、確定申告に関する詳細は、広報つるがしま2月号でご案内します。申告会場は大変混み合いますので、確定申告のみの場合はさらに便利になった電子申告をご利用ください。

詳細はこちら



社会保険料控除明細(確定申告用)を1月末に発送します

確定申告で使用する社会保険料控除明細(国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の令和6年中の納付済額)を1月末に発送します。そのため、明細の到着は2月4日(火)以降となり、2月5日(水)から西市民センターで始まる市・県民税申告、確定申告に間に合わないことが予想されます。お急ぎの方は市役所窓口で申請、または電話などで郵送請求をお願いします。

問合せ先 国民健康保険税：収納課納税管理担当、介護保険料：介護保険課介護保険担当、後期高齢者医療保険料：保険年金課保険賦課担当

施設使用料の減額・免除団体登録申請受付

問合せ 市内各公共施設

市内公共施設を使用するにあたり、使用料の減額または免除(以下「減免」)の要件を満たす団体については、登録申請を行うことにより使用料の減免対象となります。減免の対象となる要件は、市内公共施設にお問い合わせいただくか、市ホームページで確認してください。

なお、現在減免の登録をしている団体も、年度ごとに申請が必要です。4月1日からの減免を希望する団体は、申請期限までに手続きをお願いします。

申請期限 1月31日(金)まで

※ 期限後は、毎月末を申請の締切日とし、翌月末ごろに

通知します

減免登録の有効期間 令和7

年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※ 登録の決定が4月1日以降の場合には、決定日から有効となります

申請方法 申請書に必要事項

を記入し、定期的に活動している施設(登録している施設)に必要書類を添えて提出してください。

その他 申請受付時間、申請書および必要書類については、各施設へお問い合わせください。



市HPはこちら

埼玉県知事表彰を受賞されました

問合せ 秘書広報課秘書担当

この度、2人の方が受賞されました。おめでとうございます。
地方自治功勞
宮崎 弘子さん
長年にわたり、鶴ヶ島市議会議員として、地方自治の振興発展に尽力するとともに、議会の円滑な運営に貢献していただきました。

保健衛生功勞

岸田 邦雄さん
長年にわたり、鶴ヶ島市学校歯科医として、学校保健の充実に尽力するとともに、保健衛生の向上に貢献していただきました。

複合施設(旧西中学校)基本構想(案)への意見募集

問合せ 資産管理課公共施設再編担当

市は、学校再編後の西中学校について、市民が求める機能や既存の公共施設を集約した複合施設の整備を計画しています。この複合施設の整備に向けた基本構想の策定のため、「複合施設(旧西中学校)基本構想(案)」について、市民コメント制度による意見を募集します。

受付期間 1月4日(土)～2月3日(月)

閲覧場所 市ホームページ、市役所、若葉駅前出張所、女性センター、海洋センター、中央図書館、各市民センター、老人福祉センター「逆木荘」で閲覧できます。



市HPはこちら

新しい民生委員・児童委員を紹介します

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

1月1日付で厚生労働大臣から委嘱を受けた新しい民生委員・児童委員を紹介いたします。

民生委員・児童委員とは

地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、担当区域の見守りや地域住民の方が抱える問題について身近な「相談相手」となり、その内容に応じて適切な支援

が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。

また、民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねることとされています。

担当区域・氏名

新町四丁目 泉山 千晶さん

提出方法 ①専用フォーム

②住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入し、メール(☐102000500@city.tsurugashima.lg.jp)、郵送(〒350-2292(住所不要)、ファクシミリ(☐049-271-1190)、または直接資産管理課へ)
※ 電話や窓口での口頭の意見は受付できません

第2期鶴ヶ島市空家等対策計画(素案)への意見募集

問合先 都市計画課開発建築担当

市では、空家対策を計画的に進めていくため、令和2年3月に「鶴ヶ島市空家等対策計画」を策定し、対策を進めてきました。今般、計画策定から5年が経過するため、状況の変化、対策の実績および法令の改正などを踏まえ、「第2期鶴ヶ島市空家等対策計画」の策定を進めています。この度、計画の素案がまとまりましたので、ご意見を募集します。

受付期間 1月7日(火)～2月5日(水)

閲覧場所 市ホームページ、市役所、若葉駅前出張所、女性センター、保健センター、

都市計画変更案の縦覧について

問合先 都市計画課都市計画担当

坂戸都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行います。

◇縦覧

内容 第19号生産緑地地区の変更

期間 1月14日(火)～1月28日(火)8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)

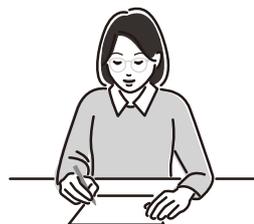
場所 都市計画課

◇意見書の提出

対象 市内に住所を有する方、利害関係のある方

提出期限 1月28日(火)(必着)

提出方法 縦覧場所にある所定の様式に必要な事項を記入のうえ、都市計画課へ郵送(〒350-12292(住所不要)または直接提出してください)。



性センター、保健センター、中央図書館、各市民センター
提出方法 住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入し、メール☒10600010@city.tsurugashima.jp)、郵送(〒350-12292(住所不要)、ファクシミリ☒049-271-1190)、または直接都市計画課へ
 ※ 電話や窓口での口頭の意見は受付できません



市HPはこちら

(仮称)鶴ヶ島市地域交流施設整備基本計画(素案)への意見募集

問合先 地域活動推進課地域活動推進担当

市では、南市民センターの移転・整備に関し、施設の整備や活用の方角性を定める「(仮称)鶴ヶ島市地域交流施設整備基本計画」の策定を進めています。この度、利用団体の意見や地域の皆さんとのワークショップの結果を踏まえ、計画(素案)がまとまりましたので、意見を募集します。

受付期間 1月7日(火)～2月5日(水)

閲覧場所 市ホームページ、市役所、若葉駅前出張所、女性センター、保健センター、

(仮称)第1期鶴ヶ島市子ども計画(素案)への意見募集

問合先 こども支援課子育て支援担当

市では、こども・若者の成長と子育て家庭への支援施策を、総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称)第1期鶴ヶ島市子ども計画」の策定を進めています。この度、計画の素案がまとまりましたので、ご意見を募集します。

受付期間 1月27日(月)まで

閲覧場所 市ホームページ、市役所、若葉駅前出張所、女性センター、保健センター、中央図書館、各市民センター、各児童館、各つどいの広場

提出方法 ①専用フォーム

②住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入し、メール☒105000400@city.tsurugashima.jp)、郵送(〒350-12292(住所不要)、ファクシミリ☒049-271-1190)、または直接こども支援課へ
 ※ 電話や窓口での口頭の意見は受付できません

中央図書館、各市民センター
提出方法 住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入し、メール☒10400010@city.tsurugashima.jp)、郵送(〒350-12292(住所不要)、ファクシミリ☒049-271-1190)、または直接地域活動推進課へ
 ※ 電話や窓口での口頭の意見は受付できません



市HPはこちら



市HPはこちら

大雪への備えは万全ですか？

問合先 危機管理課防災危機管理担当

鶴ヶ島市は、豪雪地帯と違い、あまり雪が降らないことから、雪に対する警戒心の少ない人が多いようです。しかし万が一、大雪にみまわれたら皆さんの準備は万全ですか？

「慌ててホームセンターに行っただけ、雪かき道具などが無かった」や「この程度の雪なら平気と思っていたのに、カーポートなどが壊れてしまった」などの経験はありませんか？

雪害を防ぐためには、事前の対策や準備を行うことが重要です。自宅や自宅周辺などの点検を早めに行い、雪害を最小限にしましょう。

◎雪かき道具を準備しよう

積雪時は雪かき道具が品切れになりやすいため、雪が降る前に、雪かき道具を準備しましょう。

◎雪害対策はしっかりと

テレビやラジオ、インターネットなどで最新の気象情報を確認しましょう。

◆雪の予報が発表された場合は、不要不急な外出は控えましょう。

◆やむを得ず車で外出する際

は、チェーンやスタッドレスタイヤを装着し、ゆっくりと走る、車間距離を十分にとる、急ブレーキや急ハンドルの避ける、などを心がけましょう。

◆降雪により路面が滑りやすく転倒する危険があります。歩幅を小さく、足の裏全体を路面につけるよう心がけて歩きましょう。

◎テラスやカーポートの点検を

テラスやカーポートなどは、雪の重みによる倒壊を避けるため、定期的に雪下ろしを行い、補助棒で支えるなどして、大雪に備えましょう。

◎自宅周辺や道路の雪かきにご協力をお願いします

◆雪かきをする際は、複数人で行い、通行車両や通行人に注意しましょう。

◆雪かきは降り始めからこまめに行いましょう。

◆高い場所の雪下ろしでは転落に十分注意しましょう。



第45回鶴ヶ島市文化祭 第50回鶴美展受賞者を紹介します

問合先 生涯学習スポーツ課社会教育担当

家族介護慰労金を支給します

問合先 健康長寿課高齢者福祉担当

在宅において高齢者などを介護している家族に対し、家族介護慰労金を支給します。

対象 要介護認定で「要介護4・5」の認定を受けた方を、介護保険サービスを利用せず、在宅で1年間介護している家族

※ 「1年間」とは令和5年2月以降のいずれかの月を起点とした12か月間です

※ 期間中に入院した場合は対象外（1週間程度の短期入所の利用は可）

支給額 要介護者1人につき10万円

申込期間 支給対象になった月から1年以内

申込先 健康長寿課高齢者福祉担当

※ ご不明な点がありましたら事前にご相談ください

県知事賞

鈴木 行男（写真）



市長賞

中島 聖登（書）



市議会議長賞

高橋 美智子（絵画）

教育長賞

塩崎 幸江（工芸）

文化団体連合会会長賞

成田 伸次郎（写真）

美術協会会長賞

鈴木 邦雄（絵画）

小澤 和子（書）

木内 進（写真）

小鷹 悦夫（工芸）

奨励賞

阿部 久美子（絵画）

関根 久子（絵画）

池田 螢星（書）

榎舎 香織（書）

須長 甲子男（写真）

露崎 榮三（写真）

小泉 さくら（工芸）

高沢 定子（工芸）

第50回記念賞

吉岡 宏子（絵画）

宮本 清洋（書）

加添 茂樹（写真）

田幡 美佐男（工芸）

見守りシールを貼った高齢者を見かけた方へ

問合せ先 健康長寿課高齢者福祉担当

衣類や持ち物に二次元コードが印刷された見守りシールを貼った高齢者を見かけたら優しく声をかけてください。スマートフォンで二次元コードを読み取り、伝言板サイトへアクセスして発見場所などの入力をお願いします。介護者あてにメールが自動送信されます。また、アクセスしていただくと、発見(保護)時に注意していただきたい内容も記載されています。発見者と介護者は、伝言板サイトを介して24時間365日、直接やりとりができるため、介護者は素早く迎えに行くことができます。

※ アクセスしたことで、電話番号やメールアドレスなどの個人情報が漏れることはありません

徘徊行動のある高齢者に見守りシールを無料交付しています

対象 市内在住で、徘徊行動のある方など

申込先 健康長寿課高齢者福祉担当

交付枚数 アイロンで衣類などに貼るシール40枚、蓄光シール10枚



※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

献立表に掲載する有料広告を募集しています

問合せ先 学校給食センター ☎049・285・6596

学校給食センターが毎月発行する「学校給食予定献立表」に掲載する広告を募集しています。献立表は、市内の小中学校に通学する児童・生徒の世帯にメール配信されます。毎月、市ホームページにも掲載されます。

掲載単位 1か月単位で受付(8月を除く)

発行部数 毎月約5000部(紙および主にメールでの配信。令和6年度実績。来年度の児童生徒数により変動します)

募集枠 3枠(同月に4枠以下)

上の応募がある場合は抽選) **掲載スペース** A3判(縦)の下部、縦5.6cm×横9.4cm **掲載料金** 5000円/月 **決定方法** 内容審査後、決定通知を送付します。

申込方法 2月14日(金)までに直接、ファクシミリ(☎049・271・4295)、郵送(T35012214太田ヶ谷79-1)またはメール(☎108000404@city.tsurugashima.lg.jp)で学校給食センターへ

詳細はこちら



区画整理に伴うマイナンバーカードの住所変更について

問合せ先 市民課住民記録担当

若葉駅西口および一本松土地区画整理事業換地処分に伴い、2月1日から大字藤金、大字上広谷、大字下新田、大字中新田の一部の住所が変更となります。該当者にはお知らせ通知を発送しています。

マイナンバーカードの住所変更について

手続きできる場所 市役所および若葉駅前出張所

手続き開始日 2月3日(月)から

予約受付開始日 1月27日(月)

から専用フォームにて

※ 2月15日(土)、22日(土)、23日(日)、24日(月)に臨時窓口を開設します

※ 予約制。ご自身で予約できない方は市役所市民課または若葉駅前出張所(☎049・272・5611)にお電話ください

予約はこちら

